

制 定：平成17年4月1日
(最終改正：令和5年4月1日)

最 良 執 行 方 針

大熊本証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

(1) 上場株券等

国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）及びREIT（不動産投資信託の投資証券）等で、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」を指す。

なお当社は、フェニックス銘柄である株券及び新株予約権付社債券で、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「店頭売買有価証券」及び「デリバティブ取引」は取り扱っておりません。

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客様からいただいた注文に対し、当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取り次ぎます。また、最良の取引の条件として最も有利な価格で執行すること以外のお客様の利益となる事項を主として考慮するため、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の取引所金融商品市場に取り次ぐこととし、PTS（私設取引システム）への取り次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。

(1) お客様から委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している取引所金融商品市場に取り次ぐことといたします。

取引所金融商品市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、取引所金融商品市場における売買立会が再開された後に取引所金融商品市場に取り次ぐことといたします。

(2) (1)において、委託注文の取引所金融商品市場への取次ぎは、次のとおり行います。

① 上場している取引所金融商品市場が1箇所である場合（単独上場）には、当該取引所金融商品市場へ取り次ぎます。

② 複数の取引所金融商品市場に上場（重複上場）されている場合には、当該銘柄の執行時点において、株式会社QUICKの情報端末（当社の本支店にお問い合わせください。）において、対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に、最初に株価情報が表示される取引所金融商品市場（当該市場は同社所定の計算方法により、一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。）に取り次ぎます。

ただし、次の場合には主市場に取り次がない場合もあります。

a. 期間を指定した注文をお受けしている期間中に主市場が変更された場合には、原則として当初受注時の市場で執行を継続いたします。

b. 制度信用取引につきましては、反対売買を行う時点で主市場が変更されていた場合でも、原則として新規建てと同一市場で執行します。

- ③ 当社は国内の取引所金融商品市場の取引参加者又は会員ではありませんので、①又は②により選定した取引所金融商品市場の取引参加者又は会員のうち、当該取引所金融商品市場への注文の取り次ぎについて契約を締結している者を經由して、当該取引所金融商品市場に取り次ぎます。

3. 当該方法を選択する理由

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

なお、PTSを含め複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較し、より価格を重視することはお客様にとって最良の執行となり得ると考えられます。当社でこのような執行をするためにはシステム開発等を行う必要がありますが、社内で検討した結果、システム開発等を行うことによりお客様にお支払いいただく手数料等の値上げが必要と考えています。

システム開発等に伴う費用等について精査した結果、お客様にとっては、複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、手数料等の値上げによる影響が大きいと考えられるため、PTSへの取次ぎを含む取引所外売買の取扱いをせず、国内の金融商品取引所市場に取り次ぐことが最も合理的であると判断しました。

4. その他

(1) 次に掲げる取引については、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

- ① お客様から執行方法に関するご指示（執行する取引所金融商品市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった取引……当該ご指示いただいた執行方法
② 単元未満株の取引……単元未満株を取扱っている金融商品取引業者に取次ぐ方法

(2) システム障害等により、やむを得ず、2. に掲げる方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。

したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そののみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。